

(12) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年8月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

米子市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金118,826円を支払うものとするこ
と。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成25年6月21日

(2) 事故発生場所

米子市東町地内

(3) 事故の状況

鳥取県西部総合事務所所属の職員が、公務のため軽乗用自動車で片側二車線道路の中央側車線を走行中、外側車線に車線変更した際、外側車線を直進していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に接触し、双方の車両が破損したものである。